

政令第二十五号

防衛省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第二十一条第四項及び防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第三十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十条の三第一項中「六人」を「七人」に改める。

第十条の四第一項中「四人」を「五人」に改める。

第六百六十七条第一項中「、九州防衛局及び沖縄防衛局に、それぞれ次長一人」を「及び九州防衛局にそれぞれ次長一人を、沖縄防衛局に次長二人」に改める。

附則第三項中「附則第九項」を「附則第十一項」に改める。

附則中第十三項を第十五項とし、第六項から第十二項までを二項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の二項を加える。

6 第十条の三第一項の審議官（前二項に規定するものを除く。）のうち一人は、平成三十三年三月三十一

日まで置かれるものとする。

(大臣官房参事官の設置期間の特例)

7 第十条の四第一項の参事官のうち一人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

附則に次の一項を加える。

(沖縄防衛局の次長の設置期間の特例)

16 第六十七条第一項の沖縄防衛局の次長のうち一人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

防衛省の大臣官房の審議官の定数を改める等の必要があるからである。